

# 富山県立大学学則

平成 27 年 4 月 1 日制定

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 運営組織（第 8 条—第 17 条）
- 第 3 章 学年、学期及び休業日（第 18 条—第 20 条）
- 第 4 章 入学（第 21 条—第 29 条）
- 第 5 章 授業科目、履修方法及び課程修了認定（第 30 条—第 39 条）
- 第 6 章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍（第 40 条—第 46 条）
- 第 7 章 卒業及び学士の学位（第 47 条—第 50 条）
- 第 8 章 授業料、入学料、入学考查料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料（第 51 条—第 52 条）
- 第 9 章 附属施設等（第 53 条—第 58 条）
- 第 10 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生（第 59 条—第 65 条）
- 第 11 章 賞罰（第 66 条—第 67 条）
- 第 12 章 受託研究及び共同研究（第 68 条）
- 第 13 章 公開講座（第 69 条）
- 第 14 章 補則（第 70 条）

## 第 1 章 総則 (目的)

第 1 条 富山県立大学（以下「本学」という。）は、広く知識、技術を授け、高度な専門の学芸を深く教授研究するとともに、多様な個性の開発を促し、人間性豊かな、創造力と実践力を兼ね備えた有為な人材を育成し、併せて、学術と生活、文化、産業等との有機的連携を進め、科学技術の拠点として、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

### (自己評価等)

第 2 条 前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己評価に関して必要な事項は、学長が別に定める。

### (学部及び学科)

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置く。

工学部 機械システム工学科  
知能ロボット工学科  
電子・情報工学科  
環境・社会基盤工学科

## 生物工学科

## 医薬品工学科

### (学科の目的)

第4条 各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

#### (1) 機械システム工学科

ものづくり技術の基本となる専門分野とともに、環境に配慮した安全な社会の構築に役立つ新しい科学技術に関する教育研究を行い、基礎的な専門知識及び技術を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

#### (2) 知能ロボット工学科

機械工学、電子工学及び情報工学という三つの工学領域の基礎を修得するための教育研究を行い、これら三工学領域の知識と技術を組み合わせて新しい技術を開発できる幅広い視野を備えた人材を育成すること。

#### (3) 電子・情報工学科

情報工学、計算機工学及び通信工学を基盤として、各種情報システムを高度化及び知能化するソフトウェア及びハードウェア技術に関する教育研究を行い、情報システムの体系的な知識を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

#### (4) 環境・社会基盤工学科

循環型社会の構築、自然との共生及び地球環境の保全に関する教育研究を行い、地域から地球規模までの環境問題に広い視野で解決策を提案できる知識及び技術を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

#### (5) 生物工学科

微生物、生化学、有機化学、植物、食品及び生物情報に関する教育研究を行い、環境にやさしいグリーンバイオテクノロジーの研究及び開発に携わるために必要な基礎的な知識及び技術を備えた人材を養成すること。

#### (6) 医薬品工学科

富山県の主要産業である医薬品製造業及びその関連産業の人材確保に寄与するため、工学の観点から、医薬品の製造と開発に関する教育・研究を行い、優れた医薬品をつくるために必要な基礎的な知識と技術を備えた人材を養成すること。

### (学生定員)

第5条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
機械システム工学科	60人	240人
知能ロボット工学科	60人	240人
電子・情報工学科	80人	320人
環境・社会基盤工学科	55人	220人
生物工学科	40人	160人
医薬品工学科	35人	140人

### (修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第26条から第28条までの規定により入学した学生又は第42条第1項の規定により転学科した学生は、それぞれ第29条又は第42条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学できない。

(大学院)

第7条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、この学則に定めるものほか、富山県立大学大学院学則に定める。

## 第2章 運営組織

(職員)

第8条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 本学に第1項に定めるものほか、必要に応じ、副学長その他必要な職員を置くことができる。

(工学部長)

第9条 本学の工学部に工学部長を置き、その学部の教授をもって充てる。

2 工学部長は、工学部に関する校務をつかさどる。

(附属施設の長)

第10条 第53条から第56条に定める附属施設に施設の長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 第57条に定める附属施設に施設の長を置く。

(学生部長及び入試・学生募集部長)

第11条 本学に学生の厚生補導に関する事務を処理するため学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 本学に入学者の選抜及び学生の募集に関する事務を処理するため入試・学生募集部長を置き、本学の教授をもって充てる。

(事務局)

第12条 本学に事務局を置き、事務局長は、事務職員をもって充てる。

(名誉教授)

第13条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(客員教授等)

第14条 本学に客員教授又は客員准教授を置くことができる。

2 客員教授及び客員准教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### (教育研究審議会)

第 15 条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長を置く場合は、副学長
- (3) 工学部長
- (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、学長が指名する職員

3 教育研究審議会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### (教授会)

第 16 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、及び本学の専任の教授をもって組織するものとする。

3 第 8 条第 3 項の規定により副学長を置く場合には、当該副学長を教授会の組織に加える。

4 前項に規定する者のほか、必要に応じ、本学の専任の准教授及び講師を教授会の組織に加えることができる。

5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 前二号で掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

6 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び工学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

7 教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### (委員会)

第 17 条 本学に、特定の事項を審議するため、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 3 章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第 18 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第 19 条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第 20 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 前項第 4 号から第 6 号までに掲げる休業日は、学年の初めに学長が定める。

#### 第 4 章 入学

##### (入学の時期)

第 21 条 入学の時期は、毎年 4 月とする。

##### (入学資格)

第 22 条 本学に入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、学長が別に定める入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

##### (入学志願の手続き)

第 23 条 入学志願者は、入学志願書に入学考查料及び学長が別に定める書類を添えて、指定の期日までに、学長に提出しなければならない。この場合において、学資の支弁が困難で入学考查料の猶予を理事長に願い出た者は、入学考查料を納付したものとみなす。

##### (合格者の決定)

第 24 条 入学志願者に対しては、学力検査、出身学校長の調査結果等による選抜を行い、学長が合格者を決定する。

2 入学志願者のうち、推薦入学者及び外国人留学生については、前項の規定にかかわらず、学長が別に定める方法により選考することができるものとする。

(入学手続き及び入学許可)

第 25 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学長が別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。この場合において、学資の支弁が困難で入学料の減免又は徴収の猶予を理事長に願い出た者は、入学手続きを完了したものとみなす。

(編入学)

第 26 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教員養成所を卒業した者

(再入学)

第 27 条 第 44 条の規定により、退学を許可された者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第 28 条 他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第 29 条 前 3 条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、学長が決定する。

## 第 5 章 授業科目、履修方法及び課程修了認定

(授業科目)

第 30 条 授業科目は、総合科目、基礎科目、外国語科目、キャリア形成科目、専門基礎科目、専門共通科目及び専門科目に類別する。

2 授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

3 各授業科目の授業時間数、履修方法等は、学長が別に定める。

(履修科目の申請)

第 31 条 学生は、毎学期始めの指定された期間に、当該学期において履修する授業科目を工学部長に申請して承認を受けなければならない。

2 単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。

3 学生は、工学部長の承認を得て他学科の授業科目を履修することができる。

(履修科目の申請の上限)

第 32 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

2 前項の授業科目の履修申請の上限に関する事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第 33 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、年 35 週を原則として行う。

2 授業科目に対する単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 講義及び演習については、30 時間の授業をもって 1.5 単位とする。

(4) 実験、実習又は実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 34 条 所定の授業科目を履修した者の当該科目修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した者には、単位を与えるものとする。

(試験)

第 35 条 試験は年 2 回とし、学期の終わりに行う。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、隨時行うことができる。

2 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を学長に届け出なければならない。

3 前項に掲げる者には、追試験を行うことができる。

4 試験の成績は、S、A、B、C、不可とし、不可は、不合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 36 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学等との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により修得した単位については、60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 前 2 項の規定は、第 43 条の規定により留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 37 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位については、学長が前条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により修得した単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前既修得単位の認定)

第 38 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位の数は、編入学、転学等の場合を除き、学長が第 36 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合も含む。）の規定により修得した単位数、及び前条第 1 項の規定により修得し、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

（大学院における授業科目の履修等）

第 39 条 学生は、工学部長の承認を得て、本学大学院工学研究科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、卒業の要件となる単位数に算入することができない。

## 第 6 章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍

（休学）

第 40 条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 か月以上修学することができない学生は、許可を受けて休学することができる。なお、疾病による休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、なお引き続き 1 年以内の休学期間の延長を願い出ることができる。  
3 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。  
4 休学期間にその理由が消滅したときは、届け出て復学することができる。  
5 休学期間は、第 6 条第 2 項に規定する在学年限及び第 47 条に規定する在学期間に算入しない。

（転学）

第 41 条 他大学等への入学又は転入学を志願しようとする者は、その事由を付し、学長の許可を受けなければならない。

（転学科）

第 42 条 本学の学生が工学部内の転学科を希望する場合には、欠員の状況等により選考のうえ、学長はこれを許可することができる。

- 2 前項の規定により転学科を許可された者の在学すべき年数並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、学長が決定する。

（留学）

第 43 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第 6 条第 1 項に定める修業年限及び第 47 条に定める在学期間に含めることができる。

（退学）

第 44 条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする学生は、保証

人が連署した書面により学長に願い出なければならない。

2 退学後 2 年以内にその理由が解消したときは、学長の許可を受けて再入学することができる。

第 45 条 学長は、長期にわたる欠席又は疾病その他の理由によって修学することができないと認められる者及び成業の見込みがないと認められる者に休学又は退学を命ずることができる。

(除籍)

第 46 条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第 6 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 40 条第 3 項に定める休学期間を超えて、なお修学することができない者
- (3) 第 52 条の規定により出席停止を命ぜられ、督促してもなお授業料又は入学料を納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

## 第 7 章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件)

第 47 条 本学を卒業するためには、4 年以上（編入学又は転入学した学生については学長が別に定める期間）在学し、別表第 2 の左欄に掲げる科目の区分に応じ、機械システム工学科、知能ロボット工学科、電子・情報工学科及び環境・社会基盤工学科にあっては同表の中欄に掲げる単位数以上の単位を、生物工学科及び医薬品工学科にあっては同表の右欄に掲げる単位数以上の単位を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第 48 条 前条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の意見を聴き、学長が、卒業を認定する。

(学士の学位の授与)

第 49 条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学位記を交付し、学士（工学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学位の名称)

第 50 条 前条の規定により学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

## 第 8 章 授業料、入学料、入学考查料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料

(授業料等)

第 51 条 授業料、入学料、入学考查料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料（以下「授業料等」という。）の額及び徴収の方法は、理事長が別に定める。

2 その他授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(授業料等の未納者に対する措置)

第 52 条 学長は、授業料を別に定める納付期限までに納付しない学生に対し、出席停止を命じ、又は除籍することができる。

2 学長は、入学料を別に定める納付期限までに納付しない学生を、除籍することができる。

## 第 9 章 附属施設等

(附属図書館)

第 53 条 本学に附属施設として附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。  
(地域連携センター)

第 54 条 本学に附属施設として地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。  
(キャリアセンター)

第 55 条 本学に附属施設としてキャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関し必要な事項は、学長が別に定める。  
(計算機センター)

第 56 条 本学に附属施設として計算機センターを置く。

2 計算機センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。  
(生物工学研究センター)

第 57 条 本学に附属施設として生物工学研究センターを置く。

2 生物工学研究センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。  
(福利厚生施設)

第 58 条 学生の福利厚生を図るため、福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 10 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生

(研究生)

第 59 条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。  
3 研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を学長は更新することができる。

(科目等履修生)

第 60 条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として

入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生が特定の授業科目を履修したときは、第 34 条及び第 35 条に基づき、当該科目的単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 4 科目等履修生は、学年又は学期ごとに許可する。

(特別聴講学生)

第 61 条 他大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研修員)

第 62 条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修員として受け入れることができる。

- 2 研修員の研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(県民開放授業受講生)

第 63 条 本学において、特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、県民開放授業受講生として受講を許可する。

- 2 県民開放授業受講生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

- 3 県民開放授業受講生は、学年又は学期ごとに許可する。

(外国人留学生)

第 64 条 外国人で本学に留学を志願する者があるときは、学長が別に定める方法による選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第 65 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 11 章 賞罰

(表彰)

第 66 条 学長は、操行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対して表彰を行うことができる。

(懲戒)

第 67 条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反した者又は学生の本分に反する行為をした者を懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手続は、学長が別に定める。

## 第 12 章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第 68 条 本学の学術研究に資するため、受託研究又は共同研究を行うことができる。

- 2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 69 条 本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座については、受講者から必要な実費を講習料として徴収することができる。
- 3 公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第 14 章 補則

(委任)

第 70 条 この学則（第 51 条を除く。）の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この学則の施行日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第 1 の知能デザイン工学特別講義 2 の規定については、この限りでない。
- 3 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この学則の施行日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第 1 の海外研修科目（米国）及び海外語学研修科目の規定については、この限りでない。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第30条関係）

## (1) 教養科目

授業科目		単位数
総合科目	教養ゼミ I	1
	教養ゼミ II	1
	日本事情 I	2
	日本事情 II	2
	経済学 I	2
	経済学 II	2
	社会学 I	2
	社会学 II	2
	法学	2
	科学技術と社会	2
	富山と日本海	2
	環境論 I	2
	環境論 II	2
	日本語表現法	2
	文学 I	2
	文学 II	2
	芸術学 I	2
	芸術学 II	2
	人間と文化	2
	近現代史	2
	国際関係論	2
	海外留学科目（中国）	2
	海外研修科目（米国）	1
	健康科学演習	1
	心理学 I	2
	心理学 II	2
	コミュニケーションの社会学	2
基礎科目※1	倫理学	2
	哲学	2
	健康科学 I	2
	健康科学 II	2
	数学 I	2
	数学 II	2
	物理学 I	2
	物理学 II	2
	化学 I	2
	化学 II	2

授業科目		単位数
基礎科目 2	数学 I	2
	数学 II	2
	物理学 I	2
	物理学 II	2
	化学 I	2
	化学 II	2
	生物学	2
	化学演習	1
	数学物理学演習	1
※ 3	物理実験	1
	基礎物理学	1
	基礎化学	1
	数学	2
	物理学	2
	化学 I	2
	化学 II	2
基礎科目 3	生物学 I	2
	生物学 II	2
	生物学演習	1
	化学演習	1
	化学実験	1
	生物学実験	1
	基礎化学	1
基礎生物学		1

授業科目		単位数
外 国 語 科 目	英語基礎 1	1
	英語基礎 2	1
	英語基礎 3	1
	英語基礎 4	1
	総合英語 1	1
	総合英語 2	1
	総合英語 3	1
	総合英語 4	1
	英語特別演習 1	1
	英語特別演習 2	1
	英語特別演習 3	1
	英語特別演習 4	1
	海外語学研修科目	1
	英語入門 1	1
	英語入門 2	1
	ドイツ語 I	1
	ドイツ語 II	1
	中国語 I	1
	中国語 II	1
	日本語 I	1
	日本語 II	1

・※ 1 は、機械システム工学科、知能ロボット工学科及び電子・情報工学科に適用する。  
 ・※ 2 は、環境・社会基盤工学科に適用する。  
 ・※ 3 は、生物工学科、医薬品工学科に適用する。  
 ・日本事情 I 、日本事情 II 、英語入門 1 、英語入門 2 、日本語 I 、日本語 II の履修は、外国人留学生に限る。

(2) キャリア形成科目

	授業科目	単位数
キャリア形成科目	キャリア形成論	1
	トピックゼミ I	1
	トピックゼミ II	1
	プレゼンテーション演習	1
	技術者倫理	2
	※1 企業経営概論	2
	インターンシップA	2
	インターンシップB	1
	※1 技術英語	1
	※2 技術英語 1	1
	英語資格試験対策ゼミ	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・※1は、機械システム工学科、知能ロボット工学科、電子・情報工学科及び環境・社会基盤工学科に適用する。</li> <li>・※2は、生物工学科及び医薬品工学科に適用する。</li> </ul>		

(3) 機械システム工学科

授業科目		単位数	授業科目		単位数
専門基礎科目	情報環境演習1	1	エネルギー基礎科学	2	
	情報環境演習2	1	エネルギー基礎科学演習	1	
	線形代数	2	エネルギー変換工学	2	
	工業数学1	2	エネルギー移動論	2	
	工業数学2	2	流体工学	2	
	工業数学3	2	流体工学演習	1	
	数値解析	2	流体機械	2	
	確率・統計	2	冷却設計学	2	
	確率・統計演習	1	航空機概論	2	
	工業力学	2	材料力学1	2	
	工業力学演習	1	材料力学演習	1	
	連続体力学	2	材料力学2	2	
	電気・電子工学	2	材料力学3	2	
	化学工学	2	構造力学	2	
専門共通科目	機械製作実習	2	機構学	2	
	機械製図	2	機械力学	2	
	形状モデリング演習	2	機械力学演習	1	
	基礎C A E	2	機械設計学	2	
	機械システム工学実験	2	機械設計学演習	1	
	専門ゼミ	1	トライポロジー	2	
	エコ工業デザイン	2	メカトロニクス概論	2	
	総合機械設計・製図	2	機械制御工学	2	
	機械システム工学特別講義	2	生産システム工学	2	
	卒業研究	8	C A D / C A M	2	
専門科目			L C A 工学	2	
			L C A 工学演習	1	
			信頼性設計	2	
			自動車工学	2	
			材料科学工学	2	
			材料学演習	1	
			材料強度学	2	
			機械材料学	2	
			複合材料工学	2	
			環境材料学	2	
			溶接・鋳造工学	2	
			機械加工学	2	
			塑性加工学	2	
			プラスチック加工学	2	

(4) 知能ロボット工学科

授業科目		単位数	授業科目		単位数
専門基礎科目	コンピュータシステム概論	2	専門基礎科目	コンピュータ工学	2
	コンピュータシステム演習	1		電磁気学	2
	線形代数	2		電子回路	2
	確率統計及び演習	1.5		デジタル回路	2
	工業数学1及び演習	1.5		固体電子材料	2
	工業数学2及び演習	1.5		量子力学	2
	工業数学3及び演習	1.5		材料力学	2
	工業数学4及び演習	1.5		機械力学	2
	確率統計及び演習	1.5		熱・流体力学	2
	情報数学及び演習	3		機構学	2
	工業力学及び演習	3		材料加工学	2
	電気回路及び演習	3		機械材料学	2
	知能ロボット工学概論	2		設計工学	2
	ロボット工学基礎	2		材料力学演習	1
専門科目	プログラミング	2		制御工学演習	1
	プログラミング演習1	1		デジタル回路演習	1
	プログラミング演習2	1		半導体工学	2
	機械製作実習	2		センサ工学	2
	機械製図演習I	1		先端電子材料	2
	機械製図演習II	1		材料分析技術	2
	知能ロボット工学実験1	2		制御工学1	2
	知能ロボット工学実験2	2		デジタル信号処理	2
	知能ロボット工学特別講義1	2		人工知能基礎	2
	知能ロボット工学特別講義2	2		脳情報学	2
	専門ゼミ	1		ヒューマンインターフェース工学	2
	卒業研究	8		制御工学2	2
				ロボット制御工学	2
				知能ロボット工学	2

(5) 電子・情報工学科

授業科目		単位数	授業科目		単位数
専門基礎科目	線形代数	2	専門科目	プログラミング2	2
	工業数学1	2		プログラミング演習2	1
	工業数学2	2		プログラミング3	2
	工業数学3	2		プログラミング演習3	1
	工業数学4	2		ソフトウェア工学	2
	確率システム	2		ペーリングシステムとデータベース論	2
	情報数学	2		コンピュータ工学	2
	電子・情報工学概論	2		コンパイラ	2
	計測工学	2		データ処理基礎	2
	コンピュータ基礎1	2		情報応用工学	2
専門共通科目	コンピュータ基礎2	2		データ処理工学	2
	プログラミング1	2		生体情報工学	2
	プログラミング演習1	1		組み込みシステム工学	2
	論理回路	2		情報電子デバイス工学	2
	アルゴリズムとデータ構造	2		ユビキタス通信工学	2
	インターネット工学	2		ネットワーク設計論	2
	情報理論	2		大規模通信システム工学	2
	電気回路1	2		情報システムと地球環境	2
	電子回路1	2		電気回路2	2
	電磁気学1	2		電子回路2	2
	電子物性	2		制御工学1	2
	デジタル信号処理	2		制御工学2	2
	生物情報学概論	2		パワーエレクトロニクス	2
	CAD/CAM	2		半導体基礎	2
	電子・情報工学特別講義	2		半導体素子工学	2
	電波・電気通信法規	1		集積回路工学	2
	専門ゼミ	2		電気電子材料	2
	卒業研究	8		センサ工学	2
	電子・情報工学実験1	2		電磁気学2	2
	電子・情報工学実験2	2		無線伝送方式	2
	電子・情報工学実験3	2		電波情報工学	2

(6) 環境・社会基盤工学科

授業科目		単位数	授業科目		単位数
専門科目	工業数学1及び演習	1.5	専門科目	環境計量学	2
	工業数学2及び演習	1.5		水質工学1	2
	工業数学3及び演習	1.5		水質工学2	2
	環境工学概論	2		環境質評価学	2
	社会基盤工学概論	2		環境工学実験	1
	水理学1	2		水圏生物学	2
	水理学2	2		水圏生物実験	1
	水理実験	1		資源循環工学	2
	構造力学1	2		資源循環工学実験実習	1
	構造力学2	2		物質循環解析	2
	土質力学	2		物質循環解析演習	1
	測量学1	2		環境化学工学	2
	測量学2	2		大気環境管理	2
	測量実習1	1		環境修復工学	2
	測量実習2	1		環境リスク工学	2
	環境水質学1	2		環境エネルギー論	2
	環境水質学2	2		環境マネジメント	2
専門共通科目	環境水質実験1	1		環境政策論	2
	環境水質実験2	1		ビオトープ論	2
	環境情報解析実習	1		河海工学	2
	環境物理化学及び演習	1.5		環境計画学	2
	環境基礎生物学	2		森林流域管理	2
	環境微生物学	2		地理情報システム	2
	環境プログラミング	2		環境計画実習	1
専門ゼミ	専門ゼミ	1		環境材料学	2
	卒業研究	8		環境材料実験	1

(7) 生物工学科

授業科目		単位数	授業科目		単位数
専門科目	有機化学1 生化学1 生化学演習 情報環境演習1 情報環境演習2	2 2 1 1 1	専門科目	有機化学3 機器分析化学 生化学3 応用微生物学 生物情報学 生物物理化学1 蛋白質工学 栄養化学 植物資源利用学 食品生理学 生体高分子化学 酵素有機化学 天然物有機化学 生物物理化学2 ゲノム工学 植物代謝工学 有機化学4 グリーンケミストリー 生体構造論特別講義 バイオ計測基礎 バイオ情報学	2 2
専門科目	生命科学史 有機化学2 有機化学演習 生化学2 微生物学1 微生物学2 分子生物学1 分子生物学2 植物工学1 植物工学2 細胞工学 食品化学概論 生物工学基礎実験 分子生物学演習 技術英語2 卒業研究1 有機化学実験1 有機化学実験2 微生物学実験 分子生物学・生化学実験1 分子生物学・生化学実験2 分子生物学・生化学実験3 分子生物学・生化学実験4 卒業研究2	2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 8			

(8) 医薬品工学科

授業科目		単位数	授業科目		単位数
専門科目	情報環境演習1	1	専門科目	医薬有機化学	2
	情報環境演習2	1		天然物有機化学	2
	有機化学1	2		物理化学	2
	有機化学演習	1		物理化学演習	1
	生化学1	2		医薬品プロセス化学	2
	生命科学史	2		医薬品材料工学	2
	有機化学2	2		製剤工学	2
	分析化学	2		薬物送達学	2
	基礎高分子化学	2		生化学4	2
	生化学2	2		生化学演習	1
専門科目	分子生物学1	2	専門科目	医薬分子生物学演習	1
	バイオ医薬工学	2		生体分子化学	2
	生物情報学	2		バイオ情報学	2
	微生物学	2		バイオ計測基礎	2
	病原微生物学	2		ゲノム創薬	2
	薬物概論	2		免疫学	2
	薬理学1	2		薬理学2	2
	細胞生物学	2		薬物動態学	2
	生理学	2		細胞工学	2
	技術英語2	1		再生医療工学	2
専門科目	卒業研究1	4	専門科目	生体構造論特別講義	2
	医薬品工学実験1	1		薬物工学関連法	2
	医薬品工学実験2	1			
	医薬品工学実験3	1			
	医薬品工学実験4	1			
	医薬品工学実験5	1			
	医薬品工学実験6	1			
	医薬品工学実験7	1			
卒業研究2		8			

別表第2（第47条関係）

区分		機械システム工学科 知能ロボット工学科 電子・情報工学科 環境・社会基盤工学科	生物工学科 医薬品工学科
総合科目	人間	2単位以上	2単位以上
	社会・環境	6単位以上	6単位以上
	言語・文化	4単位以上	4単位以上
	精神・身体	3単位以上	3単位以上
	総合科目計	19単位	19単位
基礎科目		13単位	14単位
外国語科目	英語	10単位	10単位
	第2外国語	2単位	2単位
キャリア形成科目		7単位	8単位
専門基礎科目、専門共通科目 及び専門科目		79単位	77単位
合計		130単位	130単位

総合科目については、各系列ごとに中欄又は右欄に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該総合科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が19単位以上とならなければならない。